

第50号議案 品川区立子育て支援施設条例

1 制定理由

区内で子育てをしている家庭に対する支援の場を提供するため、本施設において実施する事業その他管理運営に必要な事項について定める。

2 条例の内容

(1) 実施事業について

- ①乳幼児親子、子育て家庭に対する支援を行う地域住民等の相互交流の促進
- ②子育てについての相談、地域における子育て家庭の支援

(2) その他の事項

別紙1のとおり

3 施行日

令和7年5月1日

4 整備施設の概要等

- (1) 名称 品川区立八潮子育て支援施設
- (2) 所在地 東京都品川区八潮5丁目8番41号
- (3) 利用時間 午前9時～午後6時（規則で規定）※年末年始は休業
- (4) 開設日 令和7年5月1日

(5) 建物の概要

階数	地上5階建ての1階部分
構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	2,922.09 m ²
建築面積	1,124.53 m ²
延床面積	749.73 m ²

※ 別紙2平面図のとおり

- (6) 運営形態 事務委託による（本条例制定後、公募予定）

別紙 1

○品川区立子育て支援施設条例

令和6年 月 日条例第 号

品川区立子育て支援施設条例

(設置)

第1条 区内において子育て家庭に対する支援の場を提供することを目的として、品川区立子育て支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称および所在地)

第2条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立八潮子育て支援施設	東京都品川区八潮五丁目8番41号

(事業)

第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 乳幼児、その保護者、子育て家庭に対する支援を行う地域住民等の相互交流を促進すること。

(2) 子育てについての相談その他の地域における子育て家庭の支援に関すること。

(3) その他区長が必要と認める事業

(使用料)

第4条 施設の使用は、無料とする。

(休館日等)

第5条 施設の休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が特に必要があると認めたときまたはやむを得ない事情がある場合は、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

2 開館日における使用時間に関しては規則で定める。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、この条例またはこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。

(施設の変更制限)

第7条 使用者は、施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を禁止し、または停止することができる。

- (1) 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。
- (2) 営利を目的とする行為があると認めたとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) 公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により施設の使用を禁止され、または停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設の使用に際し、施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

